

事業全体スケジュールに対応した 用地調査業務発注手続きの検討

羽賀 野絵

静岡国道事務所 用地課（〒420-0054 静岡市葵区南安倍2-8-1）

年度当初からの発注を見込んでいた用地調査業務が、不測の事態により年度内の完了が見込めなくなったため、スムーズな事業推進を図るための対応策の検討を行うこととした。今回、年度内の業務完了が見込めないことが事前に想定される場合の対応策として、（１）早期発注手続による業務発注、（２）翌債制度を活用した業務発注、を用いた業務完了時期の想定に加え、各対策による利点を考慮のうえ検討を行った。

キーワード：業務発注、早期発注、翌債制度

1. 国道1号藤枝バイパスについて

静岡国道事務所が管理している道路は、国道1号、52号、139号の3路線である。今回は国道1号を例に挙げて事例を紹介する。

国道1号は、東京都中央区から大阪府大阪市までを結ぶ延長約750kmの主要幹線道路であり、静岡国道事務所では、その内の、富士市中里から藤枝市谷稲葉までの延長87.6kmを管理している。その西側に位置する藤枝市仮宿の広幡インターチェンジ（以下「IC」という）から島田市野田の野田ICまでを結ぶ延長10.7kmの藤枝バイパスは、片側1車線ということもあり、特に混雑する区間である。各ICとの合流や勾配変化、トンネルの連続による速度低下等、連日交通渋滞が多発する箇所であり、通勤時間帯である平日朝・夕には特に激しい渋滞となっている。（ETC2.0データ平成30年度平日）

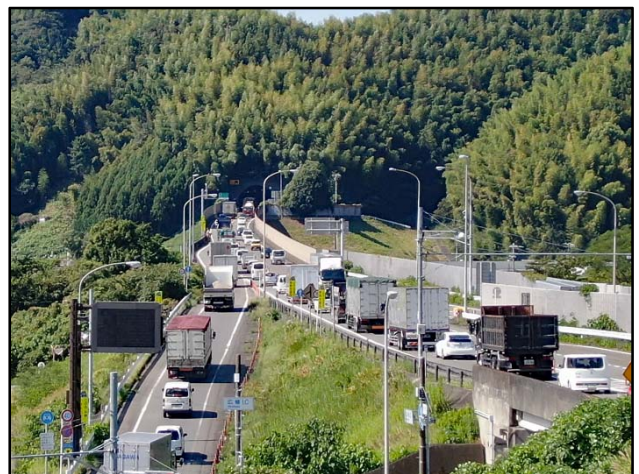
また、平成24年4月に新東名高速道路が開通されたことにより、工業団地への企業進出や再投資が進み、交通量が増加したことも要因となっている。

藤枝バイパスの交通渋滞によって、多くの車両が藤枝市街地の県道や街路に入り込むことで交通量が増加し、藤枝市街地の死傷事故率は216件/億台km（1万台の自動車が1万km走行した場合の単位）となり、静岡県内の市街地における死傷事故率の平均183件/億台kmを大きく上回り、安全対策が大きな課題となっている。（ITARDA平成26～29年度）

藤枝バイパスの渋滞緩和及び市街地への交通量減少のため、藤枝バイパスを4車線化する事業が計画されている。（図-1）（図-2）



（図-1 藤枝バイパス位置図）



（図-2 広幡IC付近の合流による混雑の様子）

2. 用地調査業務について

用地調査業務は、藤枝バイパス4車線化事業のため取得する用地の測量及び物件調査をする業務である。

用地測量

土地の境界・形状等を確定し、現況地目の判別及び各土地の面積を測量すること。

物件調査

建物、工作物、立木等がある場合、その構造や種類、数量等について、補償金額を算定するため調査すること。

(1) 当初スケジュール

今回業務範囲の業務スケジュールは令和元年7月着手、令和2年2月完了として当初予定されていた。(図-3)

しかし、藤枝市潮地区に存する関連市道の補強構造見直しにより、用地取得範囲が新たに確定するまで5ヶ月を要する不測の事態が生じた。

当 初	R1				R2				R3				R4以降
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	
用地調査業務(8ヶ月)													
用地交渉登記等													
工事着手													

■ 発注手続き

(図-3 当初スケジュール)

(2) 会計年度独立の原則

会計年度独立の原則として、財政法(以下「法」という)第12条及び第42条により、一会計年度の歳出予算は年度内に支払い、繰越明許費の金額を除き翌年度に使用することはできないと規定されている。

法第12条

各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

法第42条

繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。(以下略)

今回不測の5ヶ月により、このまま発注しても年度内に用地調査業務を完了する工期の確保が不可能となった。

(3) 現状スケジュール

会計年度独立の原則に基づき、次年度改めて同様に発注手続きを行うと、用地調査業務後に予定している事業全体が丸1年遅れることとなる。

本事例では、国道1号藤枝バイパスの用地調査業務を

例にとり、不測の事態が発生し、業務の年度内完了が見込めない場合、事業全体スケジュールの遅れが最小限にできる対応策の検討を行ったものである。

また、次年度に発注した場合、発注手続きを含む用地の事務作業ができない期間が8ヶ月間生じているが、少しでもその期間を減らすためにどうすべきか併せて検討する。(図-4)

現 状	R1				R2				R3				R4				R5以降
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	
用地調査業務(8ヶ月)																	
用地交渉登記等																	
工事着手																	

□ 不測の事態 □ 作業できない期間 □ 発注手続き

(図-4 現状スケジュール)

3. 対応策についての考察

今年度を業務完了とする発注は見込めないが、今年度中に発注手続きを前倒しして終える方法を考えた時、以下の2案を使い、現状スケジュールと業務完了時期を比較する。

I案：年度開始前手続き(以下「早期発注」という)による業務発注

II案：繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担

(以下「翌債制度」という)を活用した業務発注

※II案は財務大臣からの承認が必要となる。

(1) I案：早期発注による手続き

早期発注は、次年度発注分の工事・業務の手続きを今年度中に開始するものである。

I案を用いたスケジュールでは、令和2年2月下旬頃発注手続き開始、4月業務着手、12月完了となる。現状よりも2ヶ月早く業務を完了でき、作業できない期間は3ヶ月程度短縮することができる。

I案のメリットは、毎年2月下旬頃に早期発注手続きのため必要な入札資料が通知されて発注手続きができるようになるため、今年度中に発注手続きを開始することで現状より2ヶ月早く業務を完了することである。

デメリットは、次年度早期発注用の入札資料が通知されるまで年度内の発注手続きが進まなくなることである。(図-5)

I 案	R1												R2											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
現 状	5ヶ月					8ヶ月																		
早期発注						5ヶ月																		

□ 不測の事態 □ 作業できない期間 □ 発注手続き

■ 業務工期 ■ 短縮期間

(図-5 I 案スケジュール)

(2) II 案：翌債制度による手続き

翌債制度は、繰越制度のひとつであり、法第43条の3の規定により、財務大臣（財務局長）の承認を経ることと、承認があった金額の範囲内を翌年度にわたって支出すべき債務を負担できるため、今年度中に発注し、翌年度に履行期限の設定が可能となる制度である。

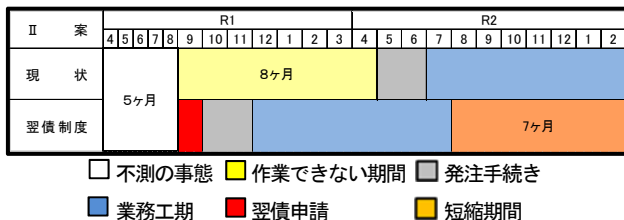
法第43条の3

各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があった金額の範囲内において、翌年度にわたって支出すべき債務を負担することができる。

この翌債の申請には、工事・業務内容、繰越理由、対応策・解決策、不測の日数の4項目が必要となる。

II案を用いたスケジュールでは、翌債手続きをすることにより、財務大臣（財務局長）より承認が得られ次第、発注手続きをし、令和元年12月業務着手、令和2年7月完了となる。作業できない期間が生じないため、現状よりも7ヶ月間早く業務を完了できる。

II案のメリットは、2月下旬の入札資料の通知を待たず、財務局長の承認が得られ次第発注手続きができるため、作業できない期間が生じないことであるが、デメリットは、財務局長の承認を要するため、1ヶ月間程度繰越手続期間を見込む必要があることである。（図-6）

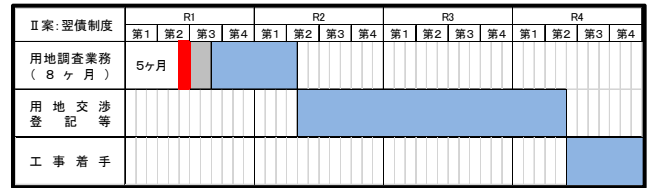


(図-6 II案スケジュール)

(3) I 案及びII案比較

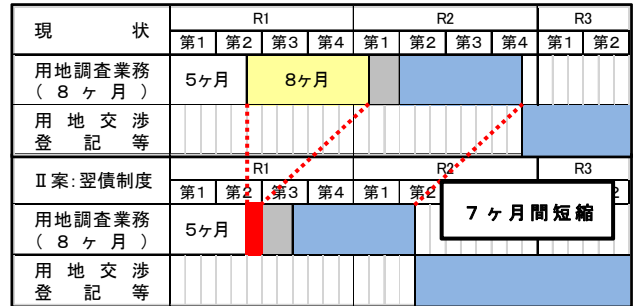
以上の2案を検討すると、I案II案共に翌年度を待たずに発注できるため、現状スケジュールよりも業務完了時期を早くでき、作業できない期間が短縮されている点では共通している。しかし、II案については、財務局長の承認が得られ次第発注手続きが可能であり、作業できない期間が生じないため、I案と比較しても事業全体のスケジュールの遅れが最小限となることから、II案：翌債制度による手続きを採用する。（図-7）

現状では不測の事態発生後の事業全体スケジュールは、丸1年間遅れていたが、翌債制度を用いたスケジュールでは、現状よりも7ヶ月間前倒して、業務後の作業を行うことが可能となった。（図-8）



☐ 不測の事態 ☐ 翌債申請 ☐ 発注手続き

(図-7 II案採用事業全体スケジュール)



☐ 不測の事態 ☐ 作業できない期間 ☐ 発注手続き

☐ 業務工期 ☐ 翌債申請

(図-8 現状・II案事業全体スケジュール比較)

4. 翌債制度活用推進について

年度末、むやみに予算を使い切るような無駄を生じさせないため、不正経理の発生を防ぐため等の理由により、明許繰越や翌債制度が推進され、平成21年度より財務省から国土交通省を含む各省庁へ向けて、翌債制度推進及び繰越事務手続きの簡素化の通知が出されている。

また、平成22年3月より財務省から繰越手続きを活用している各省庁や地方自治体へ向けて繰越ガイドブックが財務省HP上で公表され、明瞭・簡素・迅速をテーマに、繰越手続きの基本や繰越制度の意義、各通知の解説、根拠法令等がより詳細に記載されている。

令和元年10月、財務省から改めて翌債制度推進の通知が出され、業務削減及び効率化の観点から翌債申請様式が簡素化された。

5. まとめ

早期発注は特別な承認を必要とせず、2月下旬の入札資料の通知により、今年度中に発注手続きを開始することで次年度4月に発注手続きを開始するよりも2ヶ月程度早く業務に着手でき、翌債制度は財務局長の承認を受けることにより、業務期間を2カ年にわたり設定し、承認が得られ次第発注手続きができるのが特徴であることが分かった。また、図にまとめて可視化することで作業できない期間と業務完了時期の関係性も知ることができた。業務発注に限らず、通常業務の事務作業でもスケ

ジュール管理や作業内容の可視化が重要となることが分かった。

今回の検証結果では、不測の事態が5ヶ月間であったため、翌債制度を活用し年度内に発注する工程を組むことが合理的であったと実証されたが、不測の事態が第3四半期以降まで延びてしまった場合は、早期発注による業務発注を選択する場合もある。不測の事態が9ヶ月間生じた場合、早期発注と翌債手続きのどちらを選択しても発注手続きの開始には大きな差はなく、翌債制度では所内決裁や財務省への申請手続きが必要となるため、早期発注手続きを選択したほうが手間はかからなくなる。

(図-9)

不 測 の 事 態 (9 ヶ 月)	R1				R2		
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3
I 案：早期発注	9ヶ月						
II 案：翌債制度							

□ 不測の事態 ■ 作業できない期間 ■ 発注手続き
■ 業務工期 ■ 翌債申請

(図-9 不測の事態が9ヶ月間のスケジュール案)

不測の5ヶ月間で全体のスケジュールが1年間も遅れてしまって良いのかと疑問を持ったことから今回、用地調査業務や工事着手の工程が少しでも遅れない方法を探した。翌債制度を使えば良いのではないかとアドバイス

をいただき、この制度はどんなものか、申請に何が必要でどれくらいの期間が必要かを短い期間ではあったが調べた。実際の翌債申請事項の記入は、ガイドブックを熟読してから行ったが、何度も担当部署と確認したり、財務承認を想定して作成した入札スケジュールに数回の変更が生じたりとスムーズにはいかなかった。本局会計課経由で財務省へ申請するための所内決裁では、いくつかの部署へ直接説明に伺い、了解を得ることができた。所内決裁までは苦労したが、会計課提出後は、想定していたよりも短時間で承認が得られた。

6. 今後に向けて

今回は不測の事態が生じた業務発注について2つのスケジュール案を比較し検証したが、通常の発注スケジュールにも活用できる案件である。業務発注に限らず、自分が携わる作業や業務が事業全体のどの部分に該当するものか把握し、ひとつの業務の支障が全体の工程にどのように影響するのかを理解して、最善の対処方法を選択できるよう業務の工程管理をしていきたい。

また、翌債手続きによる発注をした業務の履行期間中に自分が転勤する際は、工程管理等を後任者へ明確に引き継ぎしたい。

参考文献

1) 繰越ガイドブック《改訂版》財務省主計局司計課